

野外焼却(野焼き)はやめましょう！

野外焼却(いわゆる野焼き)による火事や苦情が寄せられています。野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により、一部の例外を除いて禁止されています。

少量であっても、家庭から出るごみ(紙類・剪定枝など)を焼却してはいけません。



例外となるもの

- ・焼畑、畔の草の焼却(農業・林業で必要な場合)
- ・しめ縄、門松などを焚く(左義長、どんと焼き)、卒塔婆の供養焼却
- ・国または地方公共団体が施設管理に必要な場合
- ・震災、風水害、その他災害の予防・応急対策または復旧に必要な場合

上記のように例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙や灰などが悪臭や大気汚染の原因となるため、他人の迷惑にならないようにしなければなりません。

良好な生活環境を維持するために、野焼きを行わず、廃棄物は適切に処理しましょう。

問 住民環境課 ☎32-1104

大会名	第41回秋季友好親善 ゲートボール大会
開催日	12月1日(木)
開催場所	町ふれあいセンター広場
参加チーム	7チーム 33人
成績	優勝 平 東 チーム
	準優勝 養 西 チーム
	第三位 瑞 穂 チーム
	第四位 鷺 巣 チーム



◆まほろば短歌会

町民文芸 (敬称略)

稲刈りの無事終わりとる田の中で我は感謝の言葉つぶやく
ゆきあいの空に伸び行く飛行雲ロシアの空を飛んで二十年
鱗雲黄より茜に染まりゆく夕焼けの間に刈り取り終わる
人間はいかなる事があろうとて死ぬまで希望捨てたらだめだ
震災がなければあそこで暮らしたの人に聞かれて耳が冷たい
手水舎に数本おかれた玉串をわらべ手に取り紙垂をやぶりぬ
完璧に抜けきって青夢のくに届くといひね立冬の空
短歌と一緒に勉強したいと希望される人はご連絡ください。
連絡先 大橋正典 ☎090-1415-12387

大橋正典
村上やす子
清水康子
高木美代子
河村紀年
山本重孝
竹田義秋